

平成23年第2回（10月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第1日（10月27日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時31分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
日程第1 仮議席の指定について	4
諸般の報告	4
日程第2 議長の選挙について	5
追加議事日程	6
日程第1 議席の指定について	6
会議録署名者の指名	6
日程第2 会期の決定について	6
日程第3 報告第5号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について	7
日程第4 議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	8
日程第5 議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につ いて	9
日程第6 議案第10号 専決処分の承認について（平成23年度広島県後期高齢 者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号））	11
日程第7 議案第11号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決 算認定	12
日程第8 議案第12号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補 正予算（第1号）	21
日程第9 議案第13号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算（第2号）	23
日程第10 一般質問（28番小林議員）	24
議了宣告	29
広域連合長の閉会挨拶	29
閉会宣告(午後2時53分)	30
会議録署名	31

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第13号

平成23年10月27日（木曜日）国保会館6階大会議室 I

出席議員

1番	佐々木	壽	吉
2番	星 谷	鉄	正
4番	森 本	真	治
5番	茶 林		正
7番	脇 本	茂	紀
8番	高 下	正	則
9番	檀 上	正	光
10番	徳 山	威	雄
11番	宮 地	徹	三
12番	丸 山	茂	美
14番	竹 内	光	義
15番	西 川	健	三
16番	坂 本	一	彦
17番	三分一	博	史
18番	青 原	敏	治
19番	山 本	一	也
20番	中 村		勤
21番	前 田	勝	男
22番	馬 上	勝	登
23番	折 出	直	幸
24番	中 本	正	廣
25番	伊 藤	久	幸
26番	辰 田	真	司
27番	豊 田		勲
28番	小 林		貢

欠席議員

3番	永 田	雅	紀
6番	神 田	隆	彦
13番	木 村	春	雄

説明員

広域連合長	伊 藤 吉 和
副広域連合長	竹 下 正 彦
代表監査委員	高 見 貞四郎
広域連合事務局長	山 本 宏 治
広域連合事務局次長兼総務課長	橋 本 信 之
業務課長	楠 木 満

総務課企画財政係長

平 山 勝 秀

議事補助員

議会事務局長	藤 瀬 泰 城
議会事務局次長	貝 野 輝 充
書記	吹 抜 友 磯

議事日程（第 1 号）

（平成 23 年 10 月 27 日 午後 1 時 31 分開議）

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

追加議事日程

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 5 号 平成 22 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 4 議案第 8 号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第 5 議案第 9 号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第 6 議案第 10 号 専決処分の承認について（平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））

日程第 7 議案第 11 号 平成 22 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定

日程第 8 議案第 12 号 平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 13 号 平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 一般質問

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後 1 時 31 分 開 会

○広域連合議会事務局長（藤瀬泰城）

申し上げます。

本日の定例会は、議員任期の満了によりまして、議長が空席となっておりますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定によりまして、徳山副議長に議事の進行をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いします。

○副議長（徳山威雄）

それでは、議長を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員 25 名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから、平成 23 年第 2 回広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

失礼をいたします。平成 23 年第 2 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、御承知のとおり、国においては、後期高齢者医療制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を創設することとして、昨年 12 月の時点では、法案を平成 23 年通常国会に提出し、平成 25 年 3 月から新たな高齢者医療制度へ移行するということにしていたわけでございます。

しかしながら、この法案の提出は行われず、本年 9 月 30 日の厚生労働大臣の記者会見において、来年の国会提出を目指すという発言の一方で、必ず提出できるか

という話の進み具合によって違うという発言もされているように、先行きは極めて不透明でございます。

このような状況は、広域連合を預かる者としては、はなはだ遺憾であります、いずれにいたしましても、広域連合としましては、今後もこういった国の動向をしっかりと把握しつつ、現行制度の着実な運営に努めていく所存でございます。どうかよろしくお願いをいたしたいと思います。

本定例会に提出いたしております議案は、平成 22 年度歳入歳出決算認定、並びに補正予算などの重要案件ばかりでございます。

これらの案件につきましては、後ほど御説明申し上げますが、何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、私の開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（徳山威雄）

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第 1 号）のとおりでございます。

この日程によって議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（徳山威雄）

御異議なしと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第 1 「仮議席の指定について」

○副議長（徳山威雄）

日程第 1 「仮議席の指定について」を議題とします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

この際、御報告いたします。

廿日市市の登宏太郎議員から平成 23 年 4 月 15 日付けで辞職願が提出されており、閉会中につき、平成 23 年 4 月 15 日付けで許可しておりますことを御報告申し上げます。

△ 日程第２ 「議長の選挙について」

○副議長（徳山威雄）

次に、日程第２「議長の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（徳山威雄）

御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名は、副議長において行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（徳山威雄）

御異議なしと認めます。

副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議長に 1 番佐々木議員を指名します。

お諮りいたします。

1 番佐々木議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（徳山威雄）

御異議なしと認めます。

よって、1 番佐々木議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐々木議員が議長におられますので、当選の告知をいたします。

以上で私の議事進行の職務を終わり、議長に交代させていただきます。

御協力ありがとうございました。

○議長（佐々木壽吉）

ただいま議長に選出いただきました佐々木でございます。

一言御挨拶をさせていただきます。

この度、皆様に議長に御推挙いただきまして、誠に光栄に存じます。

現在、日本においては、世界でも類を見ない速さで少子高齢化が進行し、低い経済成長など厳しい社会経済環境の変化と相まって、年々増加する医療費への対応は、全ての地域において、大変大きな課題となっております。

こうした状況にあって、広島県後期高齢者医療広域連合議会の議長に推挙いただきましたことを重く受け止め、微力ではございますが、皆様の御協力を賜りながら、議会の円滑な運営に努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木壽吉）

本日の議事日程は、お手元にお配りしている追加議事日程でございます。この追加議事日程により議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第１ 「議席の指定について」

○議長（佐々木壽吉）

それでは、日程第１「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第４条第１項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。

なお、本日の会議録署名議員として 16 番坂本議員、26 番辰田議員を指名いたします。

△ 日程第２ 「会期の決定について」

○議長（佐々木壽吉）

それでは、日程第２「会期の決定について」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日１日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日１日間と決定いたします。

この際、御報告いたします。

理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、高見代表監査委員、山本広域連合事務局長、橋本事務局次長兼総務課長、楠木業務課長、総務課企画財政係平山係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配布いたしました「例月出納検査」結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

△ 日程第３ 「報告第５号 平成２２年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第３「報告第５号 平成２２年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

平成２２年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計事故繰越し繰越計算書につきまして、御報告申し上げます。

報告第５号の２ページ、３ページの繰越計算書を御覧ください。

今回の繰越しは、３ページ右側の説明の欄にありますように、平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、平成２２年度内に事業が完了しなかったため、繰り越したものでございます。

具体的には、システム関連機器の購入に際して、契約締結後に震災が発生して製造工場が被災したため、年度内の納品ができなかったことによるものでございます。

繰越しの内訳は、「１款 総務費」「２項 総務管理費」の「後期高齢者医療広域連合システム検証用ファイルサーバのセットアップ業務」が 12 万 4,278 円、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム検証用ファイルサーバ装置一式の購入」が 78 万 4,980 円、合計で 90 万 9,258 円でございます。

なお、４月に事業は完了しております。

以上で、事故繰越し繰越計算書についての報告を終わらせていただきます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、質疑を終結したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑を終結します。
これをもちまして、この件を終わります。

△ 日程第４ 「議案第８号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第４「議案第８号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、茶林正議員の退席を求めます。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

ただいま上程されました議案第８号について御説明を申し上げます。

本案は、土井正純氏の監査委員の任期満了に伴いまして、現在欠員となっております。

ます広域連合議員選出の監査委員として茶林正氏を選任することについて、御同意をお願いするものでございます。

議案書（人事案件）の履歴書にございますように、茶林正氏は、現在、呉市議会副議長の職を務めておられ、知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議がないものと認めます。よって、本件は同意されました。

退席中の茶林議員の入場を許可いたします。

△ 日程第５ 「議案第９号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第５「議案第９号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

失礼いたします。ただいま上程されました議案第９号について御説明を申し上げます。

本案は、現在１名欠員となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。

議案書（人事案件）の履歴書にございますように、竹下正彦氏は、平成１７年３月から北広島町長の職を務めておられ、学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議がないものと認めます。よって、本件は同意されました。

ただいま選任に同意されました副広域連合長を御紹介いたします。

それでは、一言挨拶をお願いいたします。

◎副広域連合長（竹下正彦）

ただいま副広域連合長に選任をいただきました北広島町長の竹下でございます。

副広域連合長という重責を担うことになりまして、後期高齢者の医療保険制度あるいは医療保険制度全般にわたって非常に重要な時期にありますけれども、微力でございますが、精一杯副広域連合長の務めを果たしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御指導、御鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

竹下副広域連合長におかれましては、公務の都合により退席されますので、御了承ください。

△ 日程第 6 「議案第 10 号 専決処分の承認について（平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第 6 「議案第 10 号 専決処分の承認について（平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）
（挙手）

○議長（佐々木壽吉）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きください。

「議案第 10 号 専決処分の承認について（平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

この補正は、平成 22 年度後期高齢者交付金の額の確定に伴い、超過して交付を受けたことになりました額を社会保険診療報酬支払基金へ返還するため、所要の補正を行ったもので、返還の通知があった日から返還金の納付期限日までの期間が短く、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものでございます。

4 ページ、5 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございますが、まず 5 ページの歳出をご覧ください。

「8 款 諸支出金」「1 項 償還金及び還付加算金」に後期高齢者交付金の返還金として 7 億 7,153 万 7 千円を追加するとともに、この財源とするため、同額を 4 ページ歳入の「8 款 繰入金」「2 項 基金繰入金」へ追加しております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立総員。よって、本件は承認されました。

△ 日程第 7 「議案第 11 号 平成 22 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（佐々木壽吉）

次に日程第 7 「議案第 11 号 平成 22 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」を議題とします。

本件の説明を求めます。

なお、本件の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただいても結構です。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

「議案第 11 号 平成 22 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」について、御説明申し上げます。

私が「議案書」により説明し、別冊 2 の「歳入歳出決算書附属書類」及び別冊 3

の「主要な施策の成果説明書」によりまして事務局次長及び業務課長に説明させます。

一般会計と特別会計に分けて説明させていただきます。

まず、一般会計でございます。

議案書の7ページ、8ページをお開きください。歳入でございます。

一番下の合計の欄でございますが、予算現額が10億3,214万5千円、調定額、収入済額ともに10億1,221万1,694円でございます。

次の9ページ、10ページをお開きください。

歳出につきましては、同じく一番下の合計の欄でございますが、予算現額は10億3,214万5千円、支出済額は9億6,442万4,407円、不用額は6,772万593円でございます。

先ほどの歳入の収入済額からこの支出済額を差し引いた、表の下、欄外に記載しております歳入歳出差引残額は4,778万7,287円となり、平成23年度に繰り越し、一部を精算に伴う国庫補助金の返還に充て、残りを財政調整基金に積み立てることとしております。

次に、附属書類の説明をさせます。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

事務局次長。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

それでは、別冊2「歳入歳出決算書附属書類」によりまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

別冊2「歳入歳出決算書附属書類」の1ページ、2ページをお開きください。歳入でございます。

「1款 分担金及び負担金」の収入済額は8億5,081万円で、全額が23市町からの事務費分賦金でございます。

「2款 国庫支出金」は、保険料不均一賦課負担金及び後期高齢者医療制度事業費補助金で、収入済額は638万5,709円でございます。

「3款 県支出金」の収入済額は608万2,709円で、国庫負担金と同様、保険料不均一賦課負担金でございます。

「4款 財産収入」の収入済額84万190円は、全額が基金の運用による利子収入でございます。

「5款 寄附金」は、収入の実績がありません。

3ページ、4ページへ移りまして、「6款 繰入金」は、財政調整基金等の繰入金で、収入済額は4,722万4,956円でございます。

「7款 繰越金」の収入済額は1億5万2,776円,「8款 諸収入」の収入済額は81万5,354円となっております。

続きまして、歳出につきまして御説明を申し上げます。

5ページ,6ページをお開きください。

「1款 議会費」は、広域連合議会の開催に係る経費で、支出済額は94万8,824円,不用額は78万2,176円でございます。

「2款 総務費」は、事務費や光熱水費、職員の給料等負担金などの総務管理費や選挙費などで、支出済額は3億6,855万3,193円,不用額は1,568万3,807円でございます。

2枚めくっていただきまして、9ページ,10ページをお開きください。

中段,「3款 民生費」は、特別会計への繰出金で、支出済額が5億9,492万2,390円,不用額が4,605万9,610円でございます。

「4款 公債費」「5款 予備費」は、支出、充用の実績がございません。

それでは、次に不用額につきまして、節におきまして不用額が100万円を超え、かつ、不用額を予算現額で除して算出したしました不用率が10%を超えるものについて御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、5ページ,6ページにお戻りください。

「2款 総務費」「1項1目3節 職員手当等」の不用額559万552円は、職員の時間外勤務手当の執行率が見込みの48.7%となったことによるものでございます。

「11節 需用費」の不用額156万3,453円は、消耗品費の執行率が84.6%,光熱水費の執行率が86.6%になったことなどによるものでございます。

続いて、7ページ,8ページをお開きください。

「18節 備品購入費」の不用額212万3,000円は、電算関係の備品の購入を予定していたところ、東北地方太平洋沖地震の影響によって年度内の納品が不可能となり、購入できなかったことによるものでございます。

以上で、不用額の説明を終わります。

続いて、13ページをお開きください。

こちらは、一般会計の「平成22年度 実質収支に関する調書」でございます。

「1 歳入総額」が10億1,221万1千円,「2 歳出総額」が9億6,442万4千円,「3 歳入歳出差引額」が4,778万7千円でございます。

平成22年度においては、翌年度に繰り越すべき財源がありませんでしたので,「5 実質収支額」も4,778万7千円でございます。

以上でございます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

次に、特別会計について御説明申し上げます。

議案書にお戻りください。

議案書の 11 ページからの歳入でございます。

13 ページ、14 ページをお開きください。

表の一番下の欄でございますが、予算現額が 3,444 億 4,512 万 6 千円、調定額が 3,347 億 4,658 万 6,842 円、収入済額が 3,347 億 4,570 万 1,652 円、収入未済額が 88 万 5,190 円でございます。

次に、15 ページから 18 ページにかけての歳出でございます。

17 ページ、18 ページをお開きください。

予算現額が 3,444 億 4,512 万 6 千円、支出済額は 3,347 億 4,368 万 3,307 円、翌年度繰越額は 90 万 9,258 円、不用額は 97 億 53 万 3,435 円でございます。

先ほどの歳入の収入済額からこの支出済額を差し引いた、表の下、欄外に記載しております歳入歳出差引残額は 201 万 8,345 円となり、平成 23 年度に繰り越します。

次に、附属書類の説明をさせます。

◎業務課長（楠木満）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

業務課長。

◎業務課長（楠木満）

それでは、別冊 2「歳入歳出決算書附属書類」の特別会計分について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

別冊 2「歳入歳出決算書附属書類」の 14 ページ、15 ページをお開きください。

「1 款 市町支出金」は、市町が被保険者から徴収した保険料等と、医療給付費の 12 分の 1 相当分の市町負担金で、収入済額が 518 億 4,197 万 2,109 円でございます。

「2 款 国庫支出金」は、医療給付費の 12 分の 3 相当分の国庫負担金や、広域連合間の財政調整を目的として交付される調整交付金などの国庫補助金で、収入済額が 1,092 億 2,450 万 7,454 円でございます。

16 ページ、17 ページに移りまして、「3 款 県支出金」は、医療給付費の 12 分の 1 相当分及び高額医療給付費に対する県負担金で、収入済額が 265 億 1,605 万 3,658 円でございます。

「4 款 支払基金交付金」は、医療給付費の 10 分の 4 相当分が、現役世代が加入する健康保険組合等から社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、

収入済額が1,396億6,342万1,000円でございます。

「5款 特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療給付費が発生した場合に、国保中央会から交付される交付金で、収入済額が6,134万8,189円でございます。

「6款 財産収入」は、基金の利子収入で、収入済額が328万1,298円でございます。

続いて、18ページ、19ページをお開きください。

「7款 寄附金」につきましては、収入の実績がございません。

「8款 繰入金」は、一般会計及び基金からの繰入金で、収入済額は25億5,302万7,295円でございます。

「9款 繰越金」の収入済額は45億6,721万7,273円で、「10款 県財政安定化基金借入金」は収入実績がございません。

続いて、20ページ、21ページをお開きください。

「11款 諸収入」は、延滞金、預金利子、第三者納付金等を収入したもので、収入済額は3億1,487万3,376円で、収入未済額が88万5,190円でございます。

収入未済額は、年度途中で一部負担割合が1割から3割に変更になったなどの場合に、被保険者に医療給付費の差額分を請求したものが一部未納となっているもので、今後も納付折衝を続け、1日も早い完納となるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、歳出について御説明いたします。24ページ、25ページをお開きください。

「1款 総務費」は、給付事業等の運営のための事務経費で、支出済額が6億1,440万1,155円、事故繰越額が90万9,258円、不用額が1,010万4,587円でございます。

一番下の段でございますが、「2款 保険給付費」は、療養給付費を中心とした被保険者への給付費と審査支払手数料で、支出済額は3,266億9,685万9,338円、不用額は93億6,364万5,662円でございます。

続いて、26ページ、27ページをお開きください。

「3款 県財政安定化基金拠出金」の支出済額は3億858万7,330円、不用額は101万9,670円でございます。

続いて、28ページ、29ページをお開きください。

「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、全国の広域連合が参加して国保中央会が実施している当該共同事業に対する拠出金で、支出済額は5,723万8,105円、不用額は257万7,895円でございます。

「5款 保健事業費」は、市町が実施した保健事業に対する補助金を交付したもので、支出済額は1億6,477万8,036円、不用額は2,332万7,964円でございます。

「6款 基金積立金」は、後期高齢者医療給付準備基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金で、支出済額は26億3,852万8,791円、不用額は2億6,651万8,209円でございます。

続いて、30ページ、31ページを御覧ください。

「7款 公債費」は、支出の実績がございません。

「8款 諸支出金」は、国庫負担金の返還金や保険料還付金等で、支出済額は42億6,329万552円、不用額は443万5,448円でございます。

「9款 予備費」は、充用実績がございません。

それでは、次に不用額につきまして、一般会計と同様に、不用額が100万円を超え、かつ、不用率が10%を超えるものについて説明させていただきます。

恐れ入りますが、24ページ、25ページにお戻りください。

「1款 総務費」「1項1目19節 負担金補助及び交付金」の不用額115万7,033円は、市町の広報等の補助対象事業費が見込みを下回ったことによるものでございます。

続いて、28ページ、29ページをお開きください。

「5款 保健事業費」「1項1目19節 負担金補助及び交付金」の不用額1,155万2千円は、健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによるものでございます。

「6款 基金積立金」「1項1目25節 積立金」の不用額2億6,651万7,738円は、保険料等負担金、国庫補助金等の収入額が見込みを下回ったこと等により、積立額が減額となったことによるものでございます。

以上で、不用額の説明を終わります。

続いて、32ページをお開きください。

特別会計の「平成22年度 実質収支に関する調書」でございます。

「1 歳入総額」が3,347億4,570万1千円、「2 歳出総額」が3,347億4,368万3千円、「3 歳入歳出差引額」が201万8千円でございます。

この額から、「4 翌年度へ繰越すべき財源」の「(3) 事故繰越し繰越額」90万9千円を差し引き、「5 実質収支額」は110万9千円となります。

続いて、33ページをお開きください。

こちらは、「財産に関する調書」でございます。

「1 公有財産」及び「3 債権」については、該当がありません。

「2 物品」につきましては、1件100万円以上の物品につきまして掲載しておりますが、平成22年度中の増減はございません。

「4 基金」でございますが、平成22年度末時点での基金残高は、財政調整基金が4億2,222万6千円、後期高齢者医療制度臨時特例基金が24億2,326万6千円、後期高齢者医療給付準備基金が32億7,080万8千円となっております。

以上で、「歳入歳出決算書附属書類」の説明を終わらせていただきます。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

事務局次長。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

続きまして、別冊3「主要な施策の成果説明書」につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

別冊3「主要な施策の成果説明書」を御覧ください。

まず、一般会計でございます。

1ページの「総括」、2ページの「歳出の予算別執行内容の主なもの」につきましては、先ほどの事項別明細書での説明や、これから御説明をいたします主な事業の説明内容とほぼ内容が重複いたしますので、省略をさせていただきます。

それでは、主な事業につきまして御説明をいたします。3ページをお開きください。

「（1）財政調整基金造成事業」でございます。

財政調整基金への積立てを行うとともに、基金を活用して市町が負担する事務費分賦金の年度間の平準化を図りました。

平成22年度中に利子も含めて1億53万2,079円を積み立てた一方、4,700万円を取り崩し、平成22年度末現在高は4億2,222万6,797円となっております。

4ページの「（2）後期高齢者医療特別会計繰出金事業」でございます。

一般会計から特別会計へ5億9,492万2,390円を繰り出して、給付事業に要する事務費の財源、不均一賦課に伴う保険料収入減の影響分の補填財源としたものでございます。

次の5ページから8ページまでに、一般会計の収支の状況、款別決算額の状況等を掲載しておりますので、これは後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

9ページの「総括」及び10ページ、11ページの「歳出の予算別執行内容の主なもの」につきましては、一般会計と同様に説明を省略させていただきます。

12ページを御覧ください。

「（1）後期高齢者医療広報事業」でございますが、後期高齢者医療制度の周知に係る広報活動を行い、制度の円滑な運営を図ったものでございます。

平成22年4月に保険料率改定に係る新聞折り込みチラシを作成したほか、7月には被保険者証更新を周知するためのポスターを作成して各市町及び医療機関に送付し、また、同時期に後期高齢者医療制度全般にわたって詳しく紹介したパンフレットを作成し、被保険者証に同封して全被保険者に送付するとともに、各市町へも送付いたしました。

また、パンフレットにつきましては、平成23年3月にも改訂版を作成し、新たに被保険者になられた方及び市町に送付をいたしております。

13ページをお開きください。

「（2）広域連合電算処理システム運用管理事業」でございます。

後期高齢者医療制度運営の基幹となる、後期高齢者医療広域連合電算処理システムに必要な整備と保守を行い、安定稼動と適正運用を図ったものでございます。

具体的には、ハード、ソフト両面での保守や、システムの改修及び機能強化など

を行いました。

14 ページに移りまして、「(3) 医療費適正化対策事業」でございます。

後期高齢者医療制度の安定的な運営を確保するため、各種事業に取り組んで医療費の適正化を図ったものでございます。

「レセプト点検」は、国保連合会に委託し、横覧及び縦覧点検や、交通事故等の第三者行為のレセプトの抽出、レセプトデータの修正や過誤準備処理などを行ったもので、31 億 1,459 万 8 千円の給付費削減を図ることができました。

「医療費通知」は、平成 22 年 1 月から 12 月までの保険診療について、受診年月、医療機関名、日数、医療費の総額等を掲載し、通知したもので、通知件数は延べで約 95 万件でございます。

「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の周知」は、「ジェネリック医薬品希望カード」を被保険者証送付・受渡し時に配布し、後発医薬品の周知を実施したものでございます。

15 ページをお開きください。

「(4) 療養諸費事業」でございます。この事業費は特別会計歳出額のほとんどを占めており、広域連合の中心となる事業でございます。

医療機関等における入院、入院外、歯科、調剤や、居宅において訪問看護を受けた場合などに給付される「療養給付費」、コルセット等治療用装具を作成した場合や、医師の指示により、はり・きゅう、あんま、マッサージなどを受けた場合などに給付される「療養費」、緊急やむを得ない場合に医療機関等へ移送された場合で、一定の要件を満たしている場合に給付される「移送費」、レセプトの審査等や医療機関への支払に係る手数料として国保連合会へ支払う審査支払手数料等の給付を行ったもので、費目ごとの件数、日数、費用額等の年間の合計を一覧表にしております。

表の各項目について、件数は医療機関等からの診療報酬の請求件数を、日数は診療報酬明細書に記載された診療日数を、費用額はその右 2 列、保険者負担額と一部負担金等を合わせた医療費の 10 割分の額を、保険者負担額は医療費のうち広域連合が医療機関等へ支払った額を、一部負担金等は被保険者の医療機関等における窓口負担額などを示したものでございます。

また、16 ページは、受診率や 1 件当たり、1 人当たりの日数、費用額等を示した表でございますが、この表の一番下の行、療養給付費と療養費等を合わせた 1 人当たり費用額は 104 万 4,467 円、1 人当たりの保険者負担額は 91 万 7,078 円となっております。

17 ページをお開きください。

「(5) 高額療養諸費事業」でございます。

月間で自己負担限度額を超えた場合に給付する「高額療養費」、年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が基準額を超えた場合に給付する「高額介護合算療養費」の給付を行ったもので、それぞれの件数と保険者負担額は上段の表のとおりでございます。

高額療養費の内訳は、中段の表にお示したとおりでございます。

下段の表には、療養給付費、療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費を合わせた医療給付費の状況をお示ししておりますが、1人当たりの件数は33.0件で、保険者負担額は95万1,620円となっております。

18 ページに移りまして、「(6) 葬祭費事業」でございますが、被保険者が死亡した場合、葬祭執行者に対して3万円を支給するもので、平成22年度は合計で1万9,895件、5億9,685万円を支給しております。

19 ページをお開きください。

「(7) 県財政安定化基金拠出金事業」でございます。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律第116条に基づき、県が設置しております財政安定化基金に対して、広域連合の負担割合分、3分の1でございますが、これを拠出したものでございます。

拠出金につきましては、特定期間、平成22年、23年度2か年度の療養の給付等に要する費用の見込額をもとに計算されまして、平成22年度は3億858万7,330円を拠出したしました。

20 ページに移りまして、「(8) 健康診査費補助事業」でございます。

これは、市町が実施した後期高齢者の健康診査事業について、補助金を交付し、受診を促進したものでございます。

事業費は5,146万円で、補助の対象となった受診者数は個別健診と集団検診の合計で20,968人、受診率は7.69%となっております。

この受診率は、前年度に比較いたしまして0.64%上昇したものの依然として低い水準にあります。市町と連携いたしまして、引き続き受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

21 ページをお開きください。

「(9) 健康増進費補助事業」でございます。

これは、市町が実施した後期高齢者の長寿・健康増進事業に対して補助金を交付し、被保険者の健康づくりを促進したものでございます。

健康に関するリーフレットの提供等の5事業について、延べ26市町で実施され、1億1,331万8,036円の補助金を交付いたしました。

22 ページの「(10) 後期高齢者医療給付準備基金造成事業」でございます。

この基金は、保険給付費が財源不足となる不測の事態に備えるために保有するもので、平成22年度は元金と利子を合わせまして8億9,527万6,262円を積み立てた一方で、2億3,460万円を取り崩して給付費の財源不足に対応いたしました。

この結果、平成22年度末の現在高は、32億7,080万8,083円となっております。

23 ページに移りまして、「(11) 後期高齢者医療制度臨時特例基金造成事業」でございます。

この基金は、保険料の軽減特別対策事業や後期高齢者医療制度の広報事業等の財源として活用するために設けられた基金で、財源は全額が国庫支出金でございます。

特別会計では、平成22年度に元金を17億4,325万2,529円積み立てた一方で、17億2,368万3,405円を取り崩しました。

年度末現在高は、24億2,326万6,776円となっております。

24 ページから 27 ページにかけて、一般会計と同様、収支の状況等を掲載しております。こちらの方は、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、「議案第 11 号 平成 22 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についての御説明を終わらせていただきます。

御審議の上、認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立多数。よって、本件は認定されました。

△ 日程第 8 「議案第 12 号 平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第 8 「議案第 12 号 平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第 12 号 平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」についてでございます。

議案書の 19 ページをお開きください。

平成 23 年度一般会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,778 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 10 億 3,459 万 2 千円とするものでございます。

この補正の内容といたしましては、平成 22 年度の決算剰余金を歳入の繰越金に計上するとともに、歳出で平成 22 年度国庫補助金の精算に伴う返還金及び財政調整基金への積立金を計上するものでございます。

20 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」を御覧ください。

歳入の「7 款 繰越金」「1 項 繰越金」に、平成 22 年度の決算剰余金の 4,778 万 7 千円を追加し、同額を 21 ページ歳出の「2 款 総務費」「1 項 総務管理費」に追加しております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 9 「議案第 13 号 平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第 9 「議案第 13 号 平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第 13 号 平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございます。

議案書の 22 ページをお開きください。

平成 23 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 5,398 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,528 億 7,327 万 9 千円とするものでございます。

この補正の主な内容といたしましては、平成 22 年度市町負担金、国庫負担金等の精算に伴う追加納付分又は返還金を、それぞれ歳入歳出予算に計上し、これに伴い財源を組み替え、基金繰入金を減額したものでございます。

23 ページをお開きください。

歳入でございますが、「1 款 市町支出金」「1 項 市町負担金」の 5 億 36 万 9 千円の追加は、平成 22 年度の市町負担金の精算に伴い、市町から広域連合へ追加納付していただく額を計上したものでございます。

「8 款 繰入金」「2 項 基金繰入金」の 2 億 5,898 万 2 千円の減額は、専決処分で補正計上した支払基金返還金の財源の一部を、給付準備基金繰入金から市町負担金等に組み替え、減額したものでございます。

「9 款 繰越金」「1 項 繰越金」の 110 万 8 千円の追加は、前年度の決算剰余金を計上したものでございます。

「11 款 諸収入」「1 項 延滞金、加算金及び過料」の 31 万円の追加及び「3 項 雑入」の 1,118 万 3 千円の追加は、平成 22 年度の延滞金、保険料還付金、健康診査補助金等の精算に伴い、市町から返還等していただくものでございます。

続きまして、24 ページを御覧ください。

歳出でございますが、「8 款 諸支出金」「1 項 償還金及び還付加算金」の 2

億 5,398 万 8 千円の追加は、平成 22 年度の市町負担金、国庫負担金等の精算に伴い、広域連合から市町や国等へ返還する額を計上したものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 10 「一般質問」

○議長（佐々木壽吉）

日程第 10「一般質問」について議題といたします。

28 番小林議員より発言の通告がございました。

28 番小林議員。

◆ 28 番（小林貢議員）

28 番小林でございます。

あらかじめ発言通告をしておりますので、沿って質問をいたします。答弁をよろしくお願い申し上げます。

後期高齢者医療制度、現制度に代わる新制度についてでございます。

まず、どのような名称になるのか、わかればお願いをいたします。先ほど連合長から御挨拶の中にございましたが、いろいろと不透明でございます。

そうした中で、具体的内容について、本年の2月4日の会議で提示されました「最終とりまとめ」の「1. 制度の基本的枠組み、加入関係」から「6. 施行準備等」までの方向性と理解してよいか伺いをいたします。

実施年度の見通しについてであります。当初25年3月導入予定と言われておりましたが、高齢者負担増等の法案提出遅れで、廃止、施行とも1年程度延期もささやかれている状況ですが、伺いをいたします。

新制度での保険料賦課の方向性についてでございます。

現制度での保険料は、改めて不要かとも思いますが、制度開始前の老人保健制度時医療費の15年度から17年度3年間の平均かい離率をもとに後期高齢者医療制度施行6年間は不均一賦課方式とし、経過措置とされているが、その後は均一とするとなっております。そして、その減額の財源は、国と県が折半で負担することとなっております。

その現状を踏まえて、今年2月4日会議での私の質問に対し、市町別の医療給付費の状況について、また「最終とりまとめ」での取扱いについて、無医地区について説明、答弁をいただきましたが、無医地区についてあえて再現をいたしますと、不均一保険料の設定については、これまでの保険料率算定時の対象地区の受診率を県全体と比較した場合、受診機会に大きなかい離があるとは認められないこと、2番目に、国民健康保険、介護保険には不均一保険料の制度がなく、後期高齢者医療制度のみ特例を適用した場合、制度間の不均衡が生じること、3番目に、同一市町内でも保険料が異なることにより、特に不均一の適用を受けない対象地区近隣に居住する被保険者の不公平感が強くなること、4番目に、減額分については、他の被保険者が負担することになり、その理解が得られにくいこと、5番目に、対象地区に対しては、市町を中心にデマンドタクシー、地域巡回バス、訪問診療等の施策による受診機会の確保に努めていることといった理由があり、不均一保険料を設定しないとの説明でございました。その中で、無医地区の保険料の設定については、これまでの保険料率算定時には、先ほど再現しました5つの理由があり、不均一保険料を設定していないが、昨年10月に厚生労働省から発表された調査結果をもとに、来年度の新保険料率算定時に県内対象地区の状況把握を行い、不均一保険料を設定するかどうか検討したいとの事務局長の答弁を受けております。

現制度では、当初から6年間の不均一経過措置が設定されていますが、その後の年度の市町別の医療給付費の状況、現実、事実を見るときに、格差は依然として以前の老人保健制度同時にかい離した状況そのままであり、県全体数値と25%の格差、高い自治体、低い自治体とでは実に49%、50%に近い格差があります。そのかい離状況は、今後も改善される要素は見当たらないわけでございます。

さらに、無医地区について、対象地区の受診率を県全体と比較した場合、受診機会に大きなかい離があるとは認められないことが挙げられておりますが、その受診率数値はどうなっているか、参考のためにお聞かせをいただきたいと思います。

また、2から4番目の理由については、課題を回避したにすぎず、問題解決になっていないと思いますが、その見解をお尋ねをいたします。

以上のことから、無医地区への対応については、仰せになったとおりかと思いま

すが、後期高齢者医療制度に代わる新制度においては、医療環境の整備が不可能な地域、医療費縮減に努力した地域へ平等に負担を強いる市町保険料の均一賦課は不公平であり、極めて酷と言わざるをえず、改めるべきであります。その根拠は、かい離率をもとにした不均一賦課方式が適切ではと考えますが、答弁を求めます。

○議長（佐々木壽吉）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

前半の今後の制度の見通しについては、私の方から御答弁を申し上げ、後段の保険料賦課の方向性については、事務局長の方から答弁をいたさせたいと思います。

冒頭御挨拶の時にも申し上げましたけれども、本制度の新たな高齢者医療制度について、国は当初、平成 23 年の通常国会に法案を出して、25 年 3 月から新制度に移行するということを申しておりました。そして、新制度の方向性や枠組み、骨格を示した昨年 12 月の「最終とりまとめ」、こういったものが発表されておるわけですが、この「最終とりまとめ」に対しては、野党や全国知事会などから強い反発や批判が出されたわけでございます。皆様御承知のと通りのいきさつでございます。その結果、法案の提出は見送られたといういきさつになってございます。

そして、このような状況で、これも冒頭申し上げましたけれども、本年 9 月 30 日の厚生労働大臣の記者会見において、この法案についてどうするのか、来年の通常国会に出すのかということについて、提出を目指すというふうに発言をされている一方で、必ず出すのかと言われると今後の審議の進み方によってどうなるか、違うことになるかもしれないというようなことでございまして、先行きは極めて不透明でございます。

名称についても、法案が今のところ公表されておりませんので、わかりません。

具体的内容についても、「最終とりまとめ」のとおりになるかどうかともよくわからない、今のところ何もわからないという状況でございまして、実施時期についても同じでございまして、2 年程度の準備期間が必要とされておりますので、仮に来年の通常国会に提出されても、最短で 26 年 3 月ということになるわけですが、いったいどうされるのかですね、大変わからないことだらけでなかなか答弁のしようもございませんが、困った状態でございます。

いずれにいたしましても、今後のこういった国政レベルでの議論の推移といったものを見守るしかないわけございまして、新制度については、申し訳ございませ

んが、私の立場では、なかなか見通しめいたことは申し上げられる状況ではございません。

私からは以上でございます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいまの御質問でございますけれども、まず、不均一保険料の設定につきましては、2通りございまして、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域、いわゆる無医地区等ということでございますけれども、これに対する不均一保険料の賦課と、それから、1人当たりの医療費が著しく低い市町に対する、これが県平均と比べまして20%以上という数字がございますけれども、こういう市町に対しましての不均一保険料ということがございました。本広域連合の場合は、神石高原町が対象になっておりまして、ただ、この特例期間につきましては、先ほど御指摘ございましたように6年という期間の設定がございます。こちらの方は、財源補填が国と県でございます。先ほどの離島その他という、いわゆる無医地区等につきましては、これは財源は保険料で賄うということになっております。

そういった中で、御質問がまずありました無医地区等のかい離率といいますが、数字なんですけれども、昨年12月に厚生労働省から発表されました平成21年度無医地区等の調査結果をもとに、県内対象地区と県全体の受診率を比較しますと、100人当たりの受診件数は、県全体が1,899であるのに対しまして、対象地区は1,678ということで88%強の数字となっております。ちなみに、19年度に保険料算定いたしました時は、89.45という数字でございました。

それから、無医地区に不均一保険料を設定していない理由ということで、先ほど5点、今年2月、答弁させていただいたのを繰り返していただきましたけれども、確かに様々な要素があるというふうには思っております。不均一保険料を設定するためには、その財源を確保するということが不可欠でございまして、この点におきまして、被保険者全体の理解と協力を得ることが極めて重要だというふうに思っております。したがって、この3つの理由も、受診率のかい離状況であるとか、受診機会の確保の状況とか、そういったものとともに、重要な判断材料であるというふうに思っております。

先ほどから繰り返しの話になっておりますけれども、なかなか先が見えないことはありますけれども、この「最終とりまとめ」によりますと、新制度においても、無医地区等医療の確保が著しく困難である地域については、不均一保険料の設定を可能としていますということがございましたので、今後もこうした視点から、不均一保険料設定については、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、市町での医療費の差についてですけれども、後期高齢者の医療制度を県単位で運営することによって、従来の市町単位での課題であった保険財政を安定させることは、制度を導入した大きな目的の一つでありまして、様々な議論の中で均一賦課が原則とされたものというふうに認識をしております。医療費が著しく低い市町における不均一保険料の設定についても、新制度のあり方の検討の中で十分な議論が必要であると考えております。本年6月、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、現行制度と同様に、国、都道府県の財源で特例制度を設けるよう国に要望したところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木壽吉）

小林議員。

◆28番（小林貢議員）

28番小林です。

おおむねお答えをいただきましたが、これでこの件について、私3回目だと思うんです。またかと言われれば、またなんです。実は今回の後期高齢者制度は、3期に分けて不均一を最終的には均一にするという目標でできております。ですから経過措置がとられておるのですが、実質、先ほど申し上げましたようにですね、そのかい離した状況というのは策が講じられてないんですよね。かい離率改善策を講じながらの経過措置ならまだしも、施策もなく均一賦課は到底納得しかねるというのが、私の持論でございます。新制度スタートもままならない状況下ではありますが、新制度実施については、実態をしっかりと国に示されて、考慮、御検討の上、実態に即応した保険料賦課を切望いたします。その件について、もう一言御答弁をいただきたいと思います。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

重ねての御質問でございますし、年来の議員の御主張でございます内容については、我々、御趣旨については十分理解しておるつもりでございます。ただ、先ほど事務局長の方からお答えいたしましたように、無医地区であるからといって診療を受けないという結果にはなっておらないわけございまして、病気になれば無医地区であっても病院のあるところに行かれて医療は受けられるわけでございます。機会が、病院がたくさんあるところに比べて頻繁に行けるかというと、そういった意味では不自由な面がございますので、受診率では先ほど紹介したように10%強の

かい離がございますが、要するに給付実績からすると、無医地区と無医地区でないところのかい離というものは、もっと個人差とかそういったものの方がはるかに大きい状況もございますので、無医地区であるからしてたちまち不均一保険料というような、どうも単純な結論にはしにくいということはあるようでございます。

いずれにいたしましても、新制度、様々検討がなされておりますし、この問題も一つの大きな、公平を図るための課題だというふうに認識しておりますので、今後、も連合長会議などを通じて、国の方に皆様が納得できる制度になるように検討していただけるように、新制度の設計をしてもらえるようには要望を続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木壽吉）

小林議員。

◆ 28番（小林貢議員）

御答弁いただきましたが、新制度への納得のいく方向付けをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木壽吉）

それでは、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案をさせていただきました各議案につきまして、慎重に御審議いただきまして、原案どおり御議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

引き続き、先行き不透明なところはございますが、この制度続く限り、円滑な運営に努めてまいりますので、今後とも格別なる御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐々木壽吉）

議員各位におかれましては、案件について、熱心な御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。ありがとうございました。

なお、私は、初めてこの議会に立たせていただきまして思いますことは、今、東日本を襲いました大震災、これによりまして国の大変な予算が要るわけでございます。医療に対して、各議員の方々、お帰りになって、やはり後期高齢者医療の面に関しまして、保険の面に関しまして、より健康に一人一人が留意していただくようお願いを申し上げる次第であります。

皆さんの御協力に対し、心からお礼を申し上げ、これをもちまして、本定例会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午後 2 時 53 分

閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 佐々木 壽吉

広島県後期高齢者医療広域連合議会副議長 徳山 威雄

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 坂本 一彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 辰田 真司